第十四条中「二千五百円」を「三千円」に、「五百円」を「六百円」に改める。

第十五条中「一万円」を「一万千円」に改める。

第十六条第一項中「七千円」を「八千円」に改める。

第十八条第一項中「三万九千円」を「四万三千円」に改める。

第十九条第一項中「一万円」を「一万千円」に改め、同条第二項中「二千五百円」を「三千円」に改める。

第十九条の二第一項中「二万円」を「二万二千円」に改める。

第二十条第一項中「一万五千円」を「一万七千円」に改める。

第二十二条第一項第一号中「七千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万円」を「一万千円」に改め、同条第二項第一号中「七千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万円」を「一万千円」に改める。

第二十五条中「三千五百円」を「四千円」に改める。

第二十六条中「二千五百円」を「三千円」に改める。

第二十六条の二第一項中「一万円」を「一万千円」に改める。

第二十六条の三第一項中「二万五千円」を「二万八千円」に改め、同条第二項中「七千円」を「八千円」に改める。

第二十九条第一項中「一万五千円」を「一万七千円」に改める。

第三十条第一項中「一万円」を「一万千円」に改める。

第三十一条中「八百円」を「九百円」に、「千五百円」を「千七百円」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（その他の加算）

第三十三条の二　第四条、第十条、第十一条、第十三条、第十九条から第二十二条まで（第十九条第二項及び第二十二条第二項を除く。）、第二十六条の二、第二十六条の三、第二十九条又は第三十条に係る執務が次の各号に掲げる事由に該当するときは、各執務の手数料の額に、それぞれ当該各号に定める額を加算する。ただし、第四条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十六条の二第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項に規定する事務に着手し、その目的を達することができない場合においては、その加算して得た額は、これらの規定に定める手数料の額を超えることができない。

一　民事執行法第六条第一項（これを準用する場合を含む。）又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百四十条第二項の警察上の援助を受けたとき　各執務の手数料の額の十分の四

二　民事執行法第七条（これを準用する場合を含む。以下この号及び第五号において同じ。）に規定する立会人を立ち会わせたとき（前号、次号又は第五号（未成年者の心理に関する専門的な知見を有する者を同条の規定により立ち会わせたときに限る。）に該当するときを除く。）　各執務の手数料の額の十分の二

三　差押え、引渡し又は立入りに当たり、閉鎖した戸又は金庫その他の容器を開くため、執行官規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十号）第十二条の技術者を使用したとき　各執務の手数料の額の十分の三

四　第十一条第一項、第十九条第一項又は第三十条第一項に規定する事務に関し、不動産又は人の居住する船舶等の占有者が住居の確保に係る支援その他の必要な支援を受けることができるようにするため、民事執行法第十八条第一項（これを準用する場合を含む。）の援助を受けたとき　各執務の手数料の額の十分の四

五　第二十六条の三第一項に規定する事務に関し、未成年者の心理に関する専門的な知見を有する者を民事執行法第七条の規定により立ち会わせ、若しくは執行官規則第十二条の規定により使用し、又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百四十二条の規定による立会いその他の必要な協力を受けたとき　各執務の手数料の額の十分の四

附　則

1　この規則は、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二号）の施行の日から施行する。

2　この規則の施行前に完了していない執行官の事務（売却の実施に係る事務を除く。）に係る手数料及びこの規則の施行前にした売却の実施の手数料の額については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　大谷　直人

○最高裁判所規則第二号

家事事件手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月十日

最高裁判所

家事事件手続規則の一部を改正する規則

家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十三条・第九十四条」を「第九十三条―第九十四条」に、「第十九節　厚生年金保険法に規定する審判事件（第百二十条）」を「第十九節　厚生年金保険法に規定する審判事件（第百二十条の二）」に、「第十九節の二　児童福祉法に規定する審判事件（第百二十条の二）」を「第十九節の二　児童福祉法に規定する審判事件（第百二十条の二―第百二十条の四）」に改める。

第九十三条第一項第一号を次のように改める。

一　申立人が特別養子適格の確認の申立てを同時にすることなく特別養子縁組の成立の申立てをする場合において、養子となるべき者について児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判が確定しているときはその旨並びにその審判事件が係属しているときは当該審判事件が係属している裁判所及び当該審判事件の表示

第九十三条第一項第三号中「及び第三項」を「、第四項及び次条第一項第二号」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　養子となるべき者について、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てについての審判が確定したとき、又は児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てが取り下げられたときは、特別養子適格の確認の申立てを同時にすることなく特別養子縁組の成立の申立てをした者は、その旨を家庭裁判所に届け出なければならない。

第九十三条に次の一項を加える。

5　特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判が確定したとき、又は特別養子縁組の成立の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該申立てをした者の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件の記録の存する裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

第九十三条の次に次の一条を加える。

（特別養子適格の確認の審判の申立書の記載事項等・法第百六十四条の二）

第九十三条の二　特別養子適格の確認の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　養子となるべき者の父母の同意の有無及びその同意がないときは民法第八百十七条の六ただし書に規定する場合に該当することを示す事情

二　児童相談所等のあっせんの有無並びにそのあっせんが行われたときは当該児童相談所等の氏名又は名称及び住所

2　特別養子適格の確認の申立てについての審判が確定したとき、又は特別養子適格の確認の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、直ちに、当該申立てをした者の申立てによる特別養子縁組の成立の審判事件の記録の存する裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

3　法第百六十四条の二第十四項の規定により特別養子適格の確認の審判が効力を失ったときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該審判の告知を受けた者に対し、その旨を通知しなければならない。

第二編第二章第十九節の次に次の一節を加える。

第十九節の二　児童福祉法に規定する審判事件

（児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の申立書の記載事項・法第二百三十四条等）

第百二十条の二　児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の申立書には、養子となるべき者の父母の同意の有無及びその同意がないときは民法第八百十七条の六ただし書に規定する場合に該当することを示す事情を記載しなければならない。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人